

ふるさと熊野

文化財探訪

佐田虫伝説 熊野村の百姓騒動

(一七二)

正徳二年広島藩主浅野吉長は「郡方御新格之儀」を布令代官制を廃止して藩内の豪農四十人をあげて所務役人とし苗字帯刀を許して以前の代官の事務を掌らしめた。また、大庄屋を廃し其の下に八拾弍人の頭庄屋を置いて扶持の米銀を支給しこれらの上層農民を藩の機構の中に組み入れることに依って農村支配の再編強化をはかり年貢率の引上げと一定化(定免制)検地施行などの意図をも示した。

御代官も一端被差止郡々ニ而大家之百姓

帯刀御免にて所務役人と被仰付候由今に

其末郡々に有之此者も權威に募り下方大イニ

悪し立て家等打崩し及騒動候由是を享保之

百姓騒動と云此時右所務役人止 下方にては

郷代官と云 (理勢誌)

正徳二年六月朔日附の「御領国諸郡所務役人並頭庄屋寄帳」に依れば安芸郡の所務役人は来島五右衛門(中野村) 松脇傳助(温品村) 野田藤左衛門(瀬戸島)の三名であった。又頭庄屋は九右衛門(矢野村)

徳右衛門(熊野村) 弥三郎(矢賀村) 次郎左衛門(海田市) 兵太夫(蒲刈島) 太郎右衛門(宮原村)の六名である。

この浅野吉長の郡政改革に反発した百姓は凶作の宝永五年に世羅郡はじめ六郡にわたって起こったもので上納米の撤廃などを要求して、城下へ押し寄せたが享保三年にはついにほとんど全藩にまたがる大一揆が起こっている。

之には、凡そ三拾万の百姓が参加したと伝わっている。

此の為新格の廃止・所務役人の総退陣・年貢諸負担の減免・山林野の解放など要求した。藩もこの勢いにおされて、要求をほぼ全面的に受け入れ改革前の状態に復すると共に所務役人などすべて罷免した。一揆首謀者の処罰は行われたが以後の農村政策に大きな影響を与えるものとなったのである。

広島県の歴史

之の享保百姓一揆で熊野村周辺各郡の情況は豊田・賀茂郡三月二十五日「昨今ハ豊田・賀茂殊外アレ申シ只今潰シ最中」二十九日一揆勢「豊田郡凡」三万四・五千人・賀茂郡モ同前」とある。安芸郡の状況は三月二十三・四日より一揆おこり二十九日「安芸郡ハ外郡ト違ヒ軽ク潰ス」とある。

安芸郡の騒動は賀茂郡から熊野村に飛び火したが他村の動行は活発ではなかった様である。

「表紙」

享保四年

安芸郡奥海田村御褒美銀銘々頂戴仕印形帖

亥十二月

之の印形帖には一、銀式匆と御褒美を頂戴した百姓たちの名前と黒印が押されている。又次の様な、安芸郡矢野村の百姓騒動に関する資料がある。(城之堀文書)

右者去春郡中百姓

騒動之節当村百姓共

鎮罷居申候ニ付御褒美

御銀数被為遭難有仕合

恐多奉存候 人別刻付

仕相渡シ印形帖差上ケ申候

以上

亥(享保四年)

十二月 五日

庄屋

伊八

与頭

平七

同

孫七

藩は、一揆側の諸要求の大部分を認めた、つまり一揆側の勝利に終わった。

然乍ら一揆が鎮静してから二カ月後の六月に藩主が真筆で地方支配において注意すべき事を十二カ条にして代官に申し渡した。

同時に勘定奉行は所務方・勘定方について二四カ条を代官に指示して

いる。

つまり代官制による地方支配の整備と強化策が打ち出されたのである。同時に郡代井口惣左衛門・御牧源太夫が廻村し一揆農民の行為は「如ニ狂人立騒」ぎ「上を不レ恐前代未聞不届千万之仕形」「理非をも不弁任 我意候仕形 切横道之至候事」と不届千万横道の至りであるときめつけ、したがってとくに一揆の発頭人(首謀者)は厳罰に処せらるべきであるが「御憐愍」をもって許される。

このように藩は、一揆の首謀者を許すといいながら一揆が鎮静してから約四〇日後の五月十九日から十二月にかけて一揆の首謀者を執拗に追跡しつぎつぎと逮捕し処刑していった。

首謀者として、獄門・打首などの極刑に処せられた者は、四九名。その中には日雇・組頭・医師・宮守・その他二二九名ほどが入牢・手錠・追込の刑に処せられ、九四名が刑をのがれて欠落した。

この様に、農民諸階層の多数の犠牲の上に諸要求が認められたのである。

広島県史

岡山大学文学部史学科の学生横山定君は、「享保三年広島藩の百姓一揆」を卒論のテーマとして資料を集めていた。昭和六十二年十二月彼より資料の礼状に添へて大変貴重な手紙が届いた、吉長公御代記の中に安芸郡熊野権現の宮守佐太夫が打首・獄門になったと伝う記載があります。之の佐太夫と佐太虫伝説の佐太夫と同一人物かどうか御送り下さった資料だけでは、断定出来ないかも知れませんがその可能性が非常に高いと思います。

熊野町郷土史研究会

嘉保元年

魏郡真酒村河原

三月

張公戴冠



西 西 西 西 西 西 西 西 西 西 西 西 西

西

西 西 西 西 西 西 西 西 西 西 西 西 西 西 西

西 西 西 西 西 西 西 西 西 西 西 西 西 西 西

西 西 西 西 西 西 西 西 西 西 西 西 西 西 西

ふるさと熊野

文化財探訪

享保九年 庄屋が大宮八幡宮（榊山神社）に奉納した二基の石燈籠の中のその一基は、神社社務所前の築庭に移築され無事に残っています。

伝説の虚実

佐田虫伝説は、熊野の伝説の中で最もよく人々に知られています。墓は、城之堀（中村博和氏）の前庭に古くから佐大夫の墓として伝えられ有りますが墓石は、数基の五輪塔を組み合わせたものの様に思われます。

昭和十五年十二月伝説をもとに出来庭の楨ヶ迫に佐大夫神社が建立されたが、道路拡張工事のため現在は、大歳神社前に転遷しています。佐大夫伝説ゆかりの物として町内には、他に首切塚（出来庭）首洗い井戸（城之堀）があります。また、宮の首の地名、由来をもつ二又杉（中溝区）などが残っています。

又、佐大夫の首を刎ねた伝説の庄屋の記録が榊山神社に次の様に記されています。

享保九甲辰九月 石燈籠二ツ願主

宗像新右衛門